

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	北杜市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/1956.html">http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/1956.html</a>

執行機関名 北杜市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1 第9の項 就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	北杜市要保護及び準要保護児童等援助費支給要綱(平成16年告示第9号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等に寄与</u> することを目的とする。	第1条 この告示は、教育基本法(平成十八年法律第二十号)第4条第3項並びに学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十九条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる小・中学校の児童及び生徒の義務教育の円滑な実施に資するため、就学に要する経費に対し、予算の範囲内で援助費を支給することについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		北杜市要保護及び準要保護児童等援助費支給要綱(平成16年告示第9号)